

平成27年1月吉日

「なぜ今民法を大改正することになったの？」  
「改正のポイントをいち早く知りたい！」  
「自分の事業にどのように関係してくるの？」  
「保証人が今より保護されると聞いたけど…」  
「債権の管理方法を見直す必要があるの？」

・・・など、あなたの疑問にお答えします！



弁護士法人

**新潟第一法律事務所**

Niigata Daiichi Law Office

(新潟県弁護士会所属)

新潟市中央区新光町10-2

技術士センタービル7階

【お問合せ・お申込先】

電話 025-280-1111

## ミニ・セミナーのご案内

# 「何が変わる！？ 民法大改正」

拝啓 寒気の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今回のミニ・セミナーは、民法（債権法）の改正がテーマです。法制審議会での検討作業もいよいよ大詰めを迎え、近く改正要綱案が確定して、通常国会に改正法案が提出される予定です。

改正の内容は多岐にわたりますが、とりわけ「時効」「保証」「法定利率」「債権譲渡」「敷金」などの改正は実務上も大きな影響を与えるものです。本セミナーでは、改正の背景と基本的な方向性を確認した上で、事業活動や生活をする上で影響が大きいポイントに絞って、改正内容とその与える影響をやさしく解説いたします。

参加ご希望の方は、本用紙に所定事項を記入の上、FAXにて2月16日(月)までにお申込み下さい(先着20名様限定)。なお、参加費は当日、会場にて申し受けます。 敬具

〈講師〉 弁護士 今井 慶 貴 (当事務所新潟事務所長)

〈日時〉 平成27年2月17日(火) 午後3時～4時30分

〈会場〉 技術士センタービル I-8階 B会議室

新潟市中央区新光町10-2 (県庁近く) \*駐車場あり

〈対象者〉 民法改正に関心のある全ての方

〈参加費〉 2,000円(税込) お二人目からは1,000円

～お知らせ～ 次回のミニ・セミナーは、3月18日(水)午後3時～を予定しています。

「職場のセクハラ・パワハラとその対応について」講師：当事務所理事長・弁護士和田光弘

FAX(025)280-1552

【何が変わる！？ 民法大改正 セミナー申込用紙】

事業所名・ 参加者氏名・ (役職名)				(役職名)
住所	(〒 - )			
質問事項				
電話		FAX		

♪ミニ・セミナーのご案内について♪ [ 今後も案内を送ってよい・今後の案内は不要 ]